

JIS

一般・構造

建築モジュール

A 0001-1963

Building Module

(1966 確認)

1. 総 則

1.1 適用範囲 この規格は、建築モジュールについて規定する。

1.2 用語の意味 この規格で用いるおもな用語の意味は、JIS A 0002 (建築モジュール用語) の規定による。

なお、参考のために必要な用語を JIS A 0002 から引用してつぎに示す。

(1) 建築モジュールとは、構成材のサイズを定めるための寸法の組織をいう。

(2) 構成材とは、建築を構成するもので、組立の際の寸法の変更をとまなう加工の可否によって、つぎのとおり区分する。

L_3 材 3方向の寸法が定められていて、そのままのサイズで使うことが予定されているもの

L_2 材 1方向に切断・折り曲げなどの加工が予定されているもの

L_1 材 2方向に切断・折り曲げなどの加工が予定されているもの

(3) 基準面とは、構成材のサイズまたは位置をモジュールによって規定する面をいう。

1.3 適用対象 建築モジュールは、構成材の基準面間の距離に適用される。上記以外の部分の寸法およびその他の建築材料の寸法などについては、原則として建築モジュールと関連して定める。

2. 建築モジュールの基礎数値およびその構成 建築モジュールの基礎数値およびその構成は、表 1 のとおりとする。

表 1

875	175	35	7	14	28	56	112	(224)	(448)
125	25	5	— 1 —	2	4	8	16	32	64
375	75	15	3	6	12	24	48	96	192
(1125)	225	45	9	18	36	72	144	288	576
(3375)	675	135	27	54	108	216	432	864	(1728)

備 考 1. 太字は倍数関係を示す

2. () 内の数値は参考にしたもので基礎数値に含めない。

3. 建築モジュール

3.1 建築モジュールは表 1 をもととして定め、表 2 のとおりとする。

3.2 25 mm 未満は、JIS Z 8601 (標準数) を併用することができる。

2.

A 0001-1963

表 2

単位 mm

10	100	1000	10000
		1080	
		1120	
	120	1200	
	125	1250	
	135	1350	
	140	1400	
		1440	
15	150	1500	
	160	1600	
	175	1750	
	180	1800	
		1920	
20	200	2000	
		2160	
	225	2250	
	240	2400	
25	250	2500	
	270	2700	
	280	2800	
		2880	
30	300	3000	
	320	3200	
35	350	3500	
	360	3600	
	375	3750	
40	400	4000	
		4320	
45	450	4500	
	480	4800	
50	500	5000	
	540	5400	
	560	5600	
		5760	
60	600	6000	
	640	6400	
	675	6750	
70	700	7000	
	720	7200	
75	750	7500	
80	800	8000	
		8610	
	875	8750	
90	900	9000	
	960	9600	

- 備考 1. この表は、表 1 の基礎数値の単位に 1 mm, 10 mm, 100 mm, 1000 mm, 10000 mm を適用し 10~10000 mm の範囲で 5 mm の倍数のみを採用したものである。
2. 太字は 100 mm の倍数を示したものである。

建築モジュール用語

A 0002-1966

Glossary of Terms Used in Building Module

1. 適用範囲 この規格は、建築モジュールに関する主な用語を定め、その読み方および用語の意味について規定する。
2. 建築モジュール用語 主な用語について、つぎのように定める。

番号	用語	読み方	意味	対応英語
1	モジュール		構成材のサイズを定めるための寸法の組織。	module
2	モジュール割り (略号 MC)	もでゅーるわり (略号えむしい)	建築および構成材の寸法関係をモジュールによって調整すること。	modular co-ordination
3	構成材	こうせいざい	建築を構成するもので、建て方の際の寸法の変更をとまなう加工の予定の有無によって、つぎのとおり区分する。 L₃材：3方向の寸法が定められていて、そのままの形で建て方が予定されているもの。 L₂材：1方向に切断、折り曲げなどの加工が予定されているもの。 L₁材：2方向に切断、折り曲げなどの加工が予定されているもの。	component
4	構成材の基準面	こうせいざいのき じゅんめん	構成材のサイズをモジュールによって規定する面をいい、構成材の位置を規定するために用いられる (JIS A 0004 建築モジュール割りの原則参照)。	reference plane of component
5	組立基準面	くみたてきじゅん めん	構成材の組み立ておよび建て方のために規定する基準面 (JIS A 0004 参照)。	erection reference plane
6	補助基準面	ほじょきじゅんめ ん	必要により基準面の間に設ける補助の基準面をいう (JIS A 0004 参照)。	sub reference plane
7	基準線	きじゅんせん	二つ以上の基準面の交線またはその投影された線をいう (JIS A 0004 参照)。	reference line
8	基準点	きじゅんてん	二つ以上の基準線の交点またはその投影された点をいう (JIS A 0004 参照)。	reference point

2.

A 0002-1966

番 号	用 語	読 み 方	意 味	対応英語
9	調整面	ちょうせいめん	構成材相互が関連づけられるように設計された外形を形づくる面をいう (JIS A 0004 参照)。	co-ordination face
10	サイズ		構成材の形を示すために必要な寸法 (dimension) の組をいう。	size
11	優先サイズ	ゆうせんさいず	モジュール割りの目的達成のためにモジュールから選んだ構成材間の共通のサイズをいう (JIS A 0004 参照)。	preferred size
12	モジュール呼び寸法	もでゅーるよびすんぼう	構成材の基準面間の寸法をいう (JIS A 0004 参照)。	nominal dimension
13	製作寸法	せいさくすんぼう	構成材を製作する際の基本となる寸法をいう。	work dimension
14	実寸法	じっすんぼう	製作された構成材の実際の寸法をいう。	actual dimension
15	位置公差	いちこうさ	構成材の基準線または基準点の位置のく るいの許容範囲をいう。	positional tolerance
16	減少値	げんしょうち	モジュール呼び寸法と製作寸法とを関連 づけるための数値 (JIS A 0004 参照)。	deduction
17	建て方	たてかた	現場における構成材の組み立てをいう。	erection
18	接合部	せつごうぶ	二つ以上の構成材が接合する部分をい う。	junction
19	ジョイント		接合部の空間および接合材料をいう。	joint
20	ギャップ		接合部の接合に必要な寸法をいう。	gap

建築構成材の基本公差

A 0003-1963

Basic Tolerances for Building Components

(1966 確認)

1. 適用範囲 この規格は、建築構成材⁽¹⁾の実体寸法に対する公差の基礎となる寸法（以下基本公差という。）について規定する。

注 (1) 構成材とは、建築を構成するもので、組立の際の寸法の変更をとまなう加工の可否によって、つぎのとおり区分する。

L₃材 3方向の寸法が定められていて、そのまま使用することが予定されているもの

L₂材 1方向に切断・折り曲げなどの加工が予定されているもの

L₁材 2方向に切断・折り曲げなどの加工が予定されているもの

2. 基本公差

2.1 構成材の基本公差は、表 1 のとおりとする。

表 1

単位 mm

級別	級別記号	50 未満	50 以上 160 未満	160 以上 500 未満	500 以上 1600 未満	1600 以上 5000 未満	5000 以上
1 級	KK 1	0.5	1	2	3	5	8
2 級	KK 2	1	2	3	5	8	12
3 級	KK 3	2	3	5	8	12	20
4 級	KK 4	3	5	8	12	20	30
5 級	KK 5	5	8	12	20	30	50

2.2 表 1 によらないで、構成材の寸法に関係なく区分する場合の基本公差は、表 2 のとおりとする。

表 2

単位 mm

0.5, 1, 2, 3, 5, 8, 12, 20, 30, 50

この場合の呼び方は、つぎの例による。

例：公差 1 mm
公差 8 mm

2.3 寸法の測定は、その公差の 1/5 まで測定できる計測法による。

2.4 表 1 に示された 1 級よりきびしい公差または 5 級よりゆるい公差が必要な場合には、表 1 の値に準じて求める。

3. 基本公差の配分 公差はプラス側の許容差とマイナス側の許容差とに配分する。配分の方法は、つぎの (1) または (2) による。

(1) プラス側の許容差とマイナス側の許容差との数値を等しくする。

例：± 15

(2) プラス側の許容差とマイナス側の許容差の数値を等しくしない。

例：+ 20
- 10

2.

A 0003-1963

4. **基本公差の適用方法** 基本公差は必要な精度の範囲で、できるだけ大きな公差を選ぶものとする。

建築のモジュール割りの原則

A 0004-1964

(1967 確認)

Principle of Modular Co-ordination in Buildings

1. 適用範囲 この規格は、建築に関するモジュール割りの原則について規定する。

2. モジュール割り (MC)

2.1 定義 モジュール割りとは、建築および構成材の寸法関係をモジュールによって調整することをいう。

2.2 目的 モジュール割りの目的は、建築生産の合理化と建設費の引き下げにある。

2.3 機能 モジュール割りは、一般に用いられている構成材、特に工業的に量産されるものを製造する場合および組み立てる場合に、材料のむだと調整作業が少なくすむような寸法規格を定めるための基本となるものであり、さらにつぎの事項が期待できる。

- (1) 構成材を基準面に関連づけると同時に、建築物における構成材の位置を明確に指示することによって、建築計画を単純化し明快にする。
- (2) 優先サイズを選定して、構成材のサイズの種類を少なくする。
- (3) 設計図を合理化する。
- (4) 構成材の位置づけ、組み立てなどの現場作業を単純化する。
- (5) 設計、製造、販売および施工の各分野間の協力を容易にする。

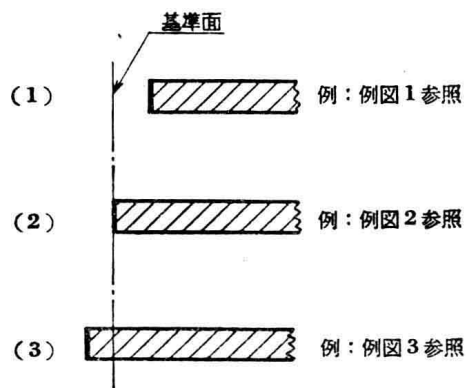
3. 構成材の基準面

3.1 構成材にはモジュール割りに必要な基準面を定める。

3.2 基準面は、構成材の調整面に対してそれぞれ設定する。

調整面とは、構成材相互が関連づけられるように設計された外形を形づくる面をいう。

基準面と調整面の関係は大別すると、つぎの3種類がある。



太線は調整面を示す。

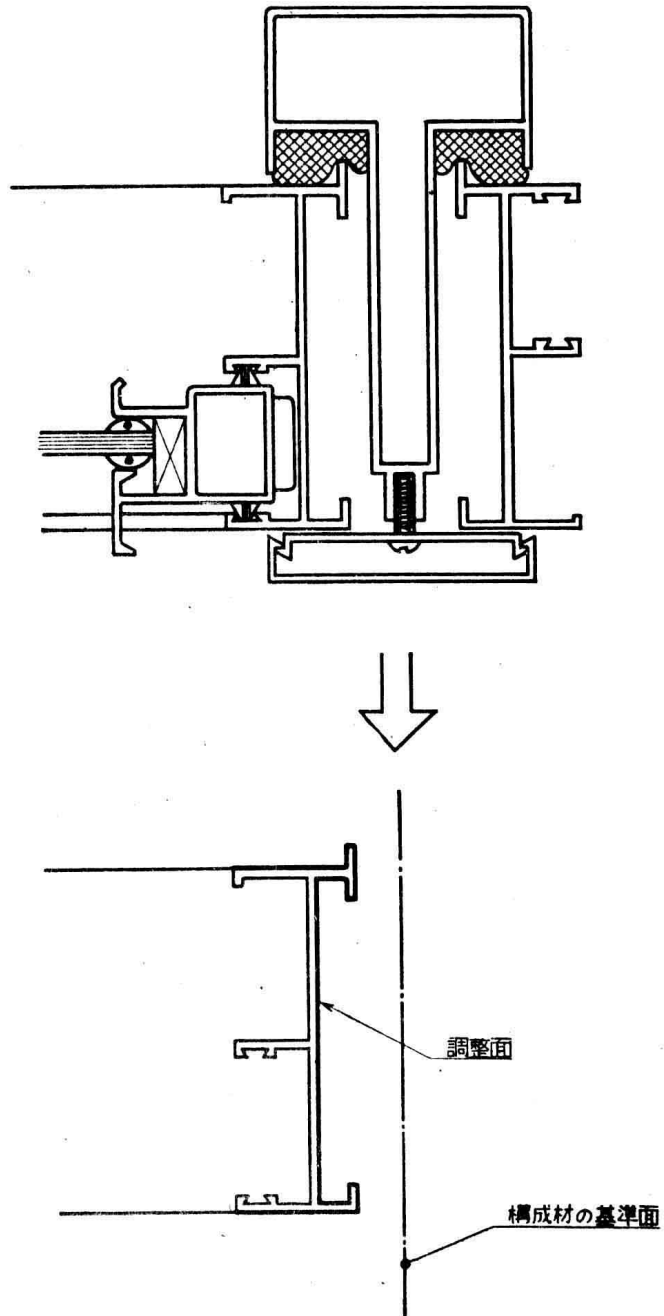
3.3 構成材の2以上の基準面は、原則として互いに平行または直交させる。ただし、斜交する場合には角度を明示する。

3.4 構成材が平行する二つの基準面をもつ場合は、原則としてこれらの基準面間の距離に JIS A 0001 (建築モジュール) に規定するモジュール寸法を適用する。

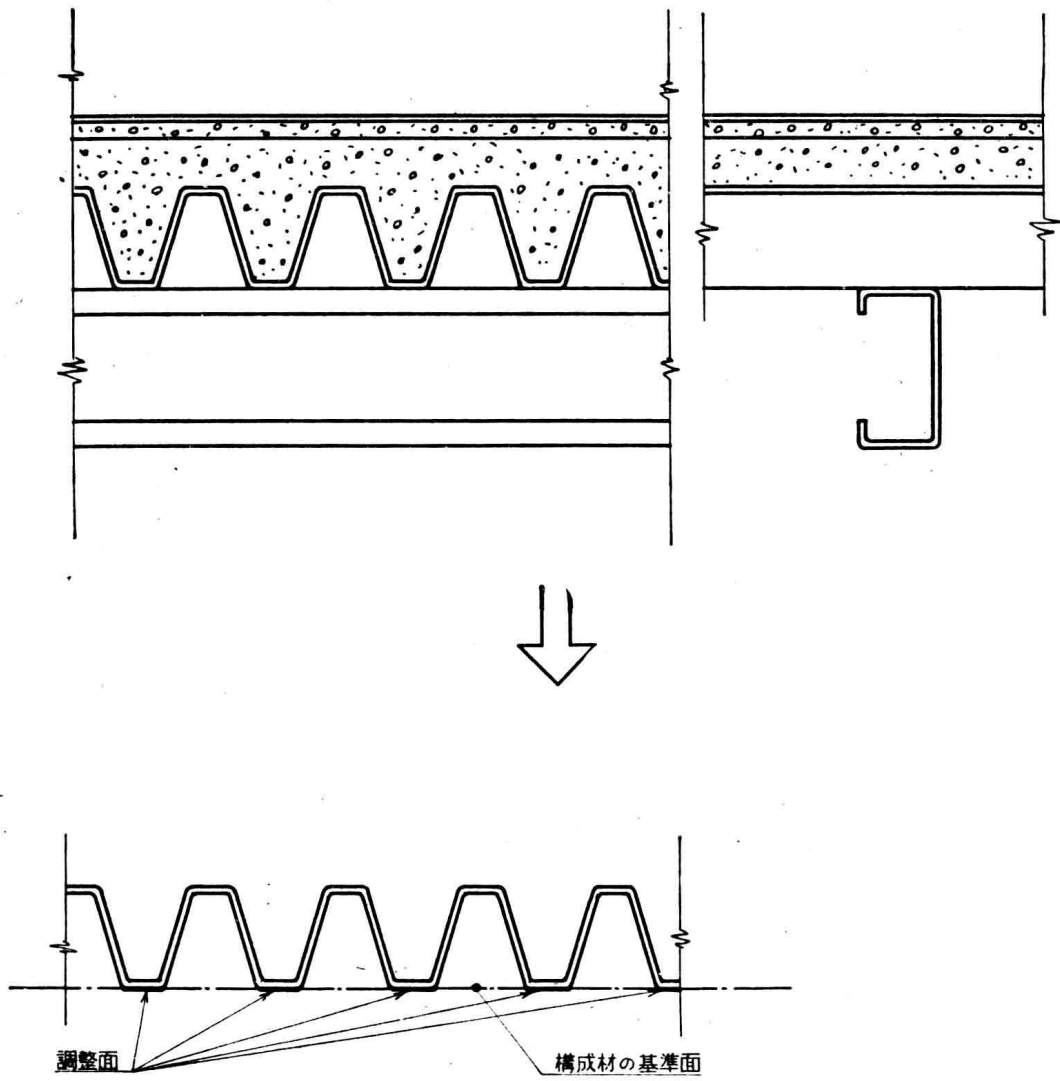
3.5 同種類の構成材の基準面設定の方法は、統一しなければならない。

3.6 構成材の組立位置は、基準面上の点または線により指示する。

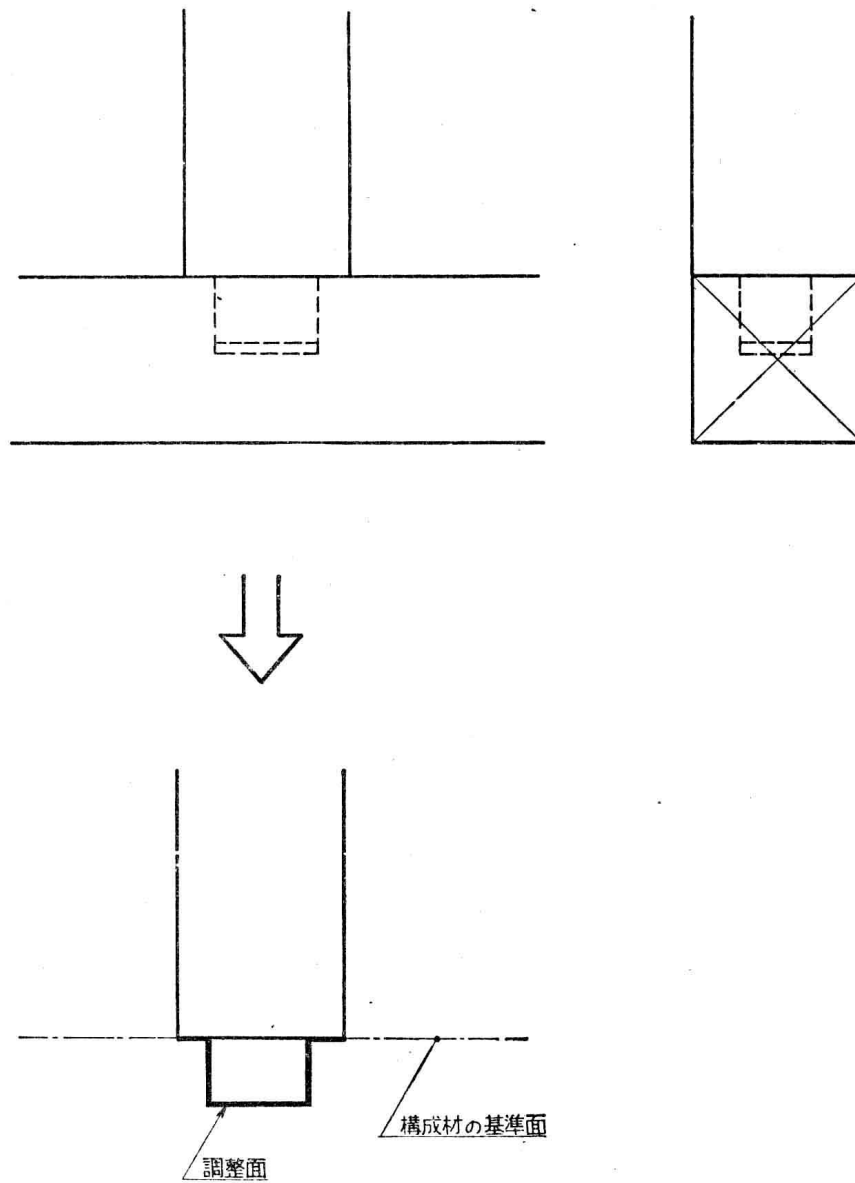
例図 1 アルミサッシ



例 図 2 テッキプレートの床



例 図 3 木造の仕口

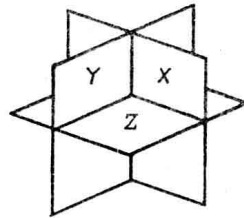


4. 組立基準面

4.1 構成材の組み立ては、基準面を設定することによって行なう。この場合の基準面を組立基準面という。

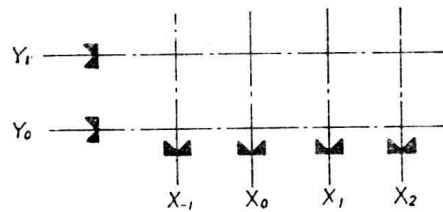
4.2 組立基準面は、互いに直交する XYZ の3方向で表わす。この場合、水平面を Z とする。

例：



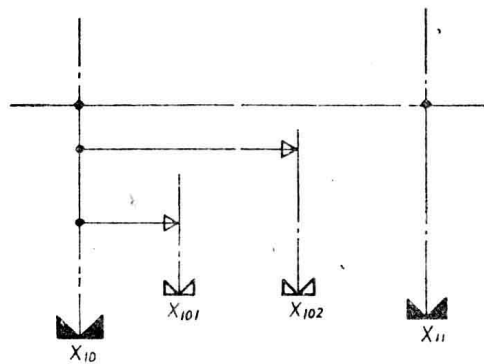
4.3 互いに平行する組立基準面の位置は、うち一つの組立基準面をもととし、それからの距離で定める。そのもととなる組立基準面は、それぞれ X_0 , Y_0 および Z_0 で表わす。その他の組立基準面の表示は、つぎの例による。

例：



4.4 必要により、組立基準面の間に補助の組立基準面を設けることができる。その表示は、つぎの例による。

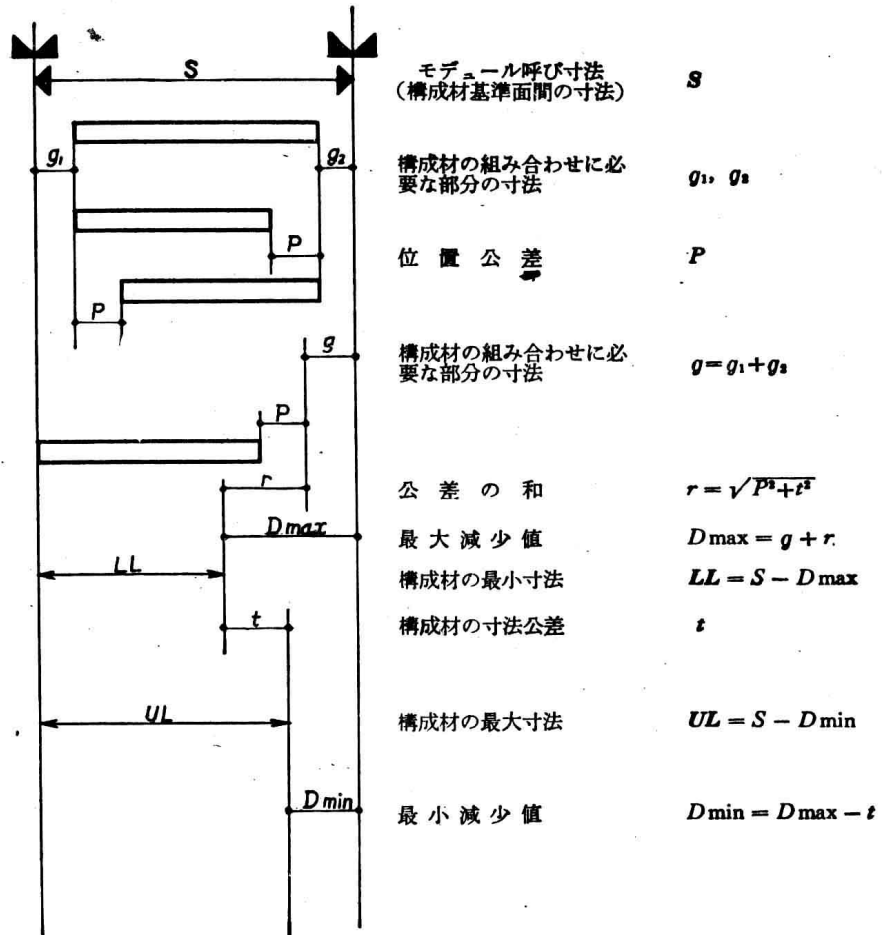
例：



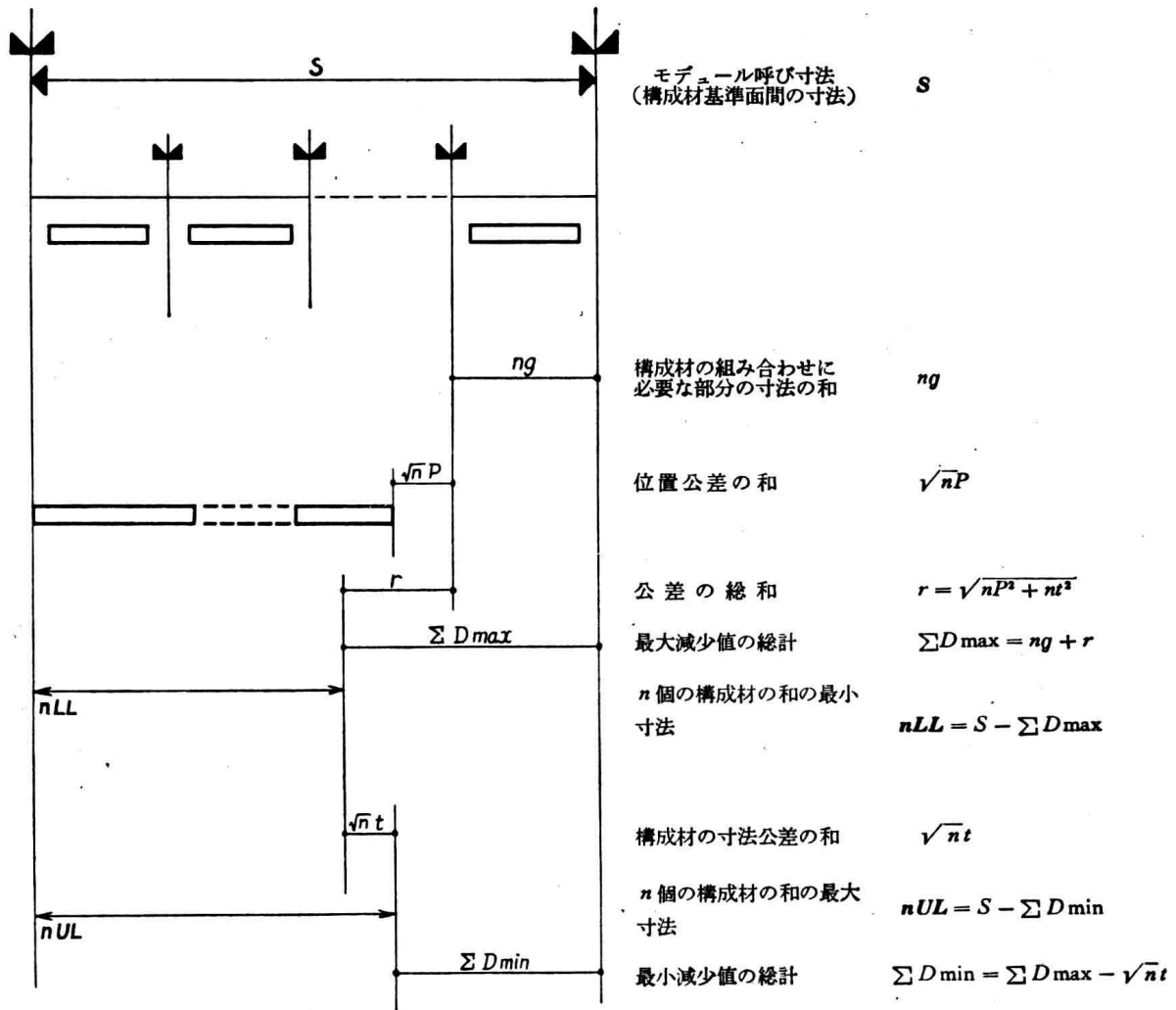
4.5 構成材の位置は、構成材基準面上の点または線を組立基準面からの距離で指示する〔JIS A 0150 (建築製図通則) 参照〕。

5. 構成材の寸法 構成材の寸法は、モジュール呼び寸法をもととして定める。その関係は、つぎの(1)または(2)による。

(1) 単一構成材の場合



(2) 集合構成材 (n個) の場合



8.

A 0004-1964

6. 優先サイズ

6.1 適用範囲 モジュール割りの目的達成には、構成材間に共通の寸法関係を作り出す必要がある。そのため建築構成材のうち数種類を選定し、それぞれに適用される優先サイズについて規定する。他の構成材のサイズは、ここに選定した構成材の優先サイズに関連して定める。

6.2 適用構成材は、つぎの2種類とする。

- (1) 外壁用構成材
- (2) 内壁用構成材（戸境壁を含む）

6.3 優先サイズ 優先サイズは、つぎのとおりとする。

(1) 外壁用構成材

- (a) 厚さは 50, 60, 80, 100, 120, 150, 180, 200 mm とする。
- (b) 高さは 2400 ~ 4000 mm の間で **JIS A 0001** に規定する寸法とし、特に 2500, 2700, 3200 mm を推奨する。

(2) 内壁用構成材

- (a) 厚さは 30, 40, 50, 60, 80, 100, 120, 150, 180, 200 mm とする。
- (b) 高さは 2160 ~ 3000 mm の間で **JIS A 0001** に規定する寸法とし、特に 2250, 2400, 2700 mm を推奨する。

6.4 優先サイズの適用 優先サイズの適用はつぎによる。

(1) 優先サイズは、構成材基準面間の寸法に適用する。

参 考 3. 構成材の基準面の項参照。

(2) ここに定められた優先サイズは分割し、組み合わせによって優先サイズになるようにしてもよい。

参 考 5. 構成材の寸法(2)参照。

建築用開口部構成材の
標準モジュール呼び寸法

A 0005-1966

Standard Nominal Size of Opening Components for Buildings

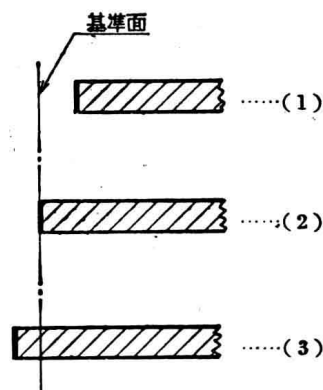
1. 適用範囲 この規格は、一般建築用開口部構成材（木製建具、金属製サッシおよびドアなど）の標準となるモジュール呼び寸法について規定する。
2. 開口部構成材の種類 開口部構成材は、つぎの2種類に分類する。
- (1) 1種開口部構成材 あらかじめわくと建具が製作、調整されており、現場取付けの際、1個の構成材として扱うことができるものをいう。
- 参考 1 現場取付け以前に組立てられる連窓や段窓などは1個の構成材である。
- 2 現場取付けの際に必要な方立、無目などの接合用部材を、異種の構成材として扱うことができる（例3参照）。
- (2) 2種開口部構成材すでに現場に取付けられているわくにかわる機能をもつ他の構成材などに、現場で調整することにより直接取付けられる建具類をいう。
- 参考 3 ここで、わくにかわる機能をもつ構成材などとは、通常 柱、敷居、かもしなどの場合が多い。
3. 開口部構成材の基準面
- 3.1 1種開口部構成材の基準面は、わくが他の構成材との接合に要する調整面に対して、JIS A 0004（建築のモジュール割りの原則）の5.に規定する位置公差 P 、構成材の寸法公差 t 、構成材の組み合わせに必要な部分の寸法 g を考慮して、つぎのように設定する。
- (1) 水平方向の接合に関する両側の調整面に対して、それぞれ基準面を定める。
- (2) 垂直方向の接合に関する上下の調整面に対して、それぞれ基準面を定める。
- (3) 見込方向の接合に関する両側の調整面に対して、それぞれ基準面を定める。
- (4) 基準面と調整面の位置関係は、JIS A 0004の3.2の分類により、原則として表1のようにする。

表 1

接合の方向	JIS A 0004の3.2の分類	備考
水平方向	(1)	
垂直方向	(1) (3)	
見込方向	(2)	$g = 0$ としてよい。

参考 4 JIS A 0004の3.2の按すい。

基準面と調整面の関係は大別すると、つぎの3種類がある。



太線は調整面を示す。

- (5) 調整面は普通最大外形における面であるが、接合に関係のない水切、雨仕舞、開閉作動などのための突出部は除外する(例1参照)。
- (6) 接合の方式の必要によっては、最大外形面以外のところに調整面をとることができる(例2参照)。
- (7) 見込方向の接合に関する調整面が片側だけにある場合は、基準面も片側にだけ定めてよい。

例 1 (巻末添付)

例 2 (巻末添付)

例 3 (巻末添付)

例 4 (巻末添付)

例 5 (巻末添付)

3.2 2種開口部構成材の基準面は、1個または1組の建具類が他の構成材との建付けに要する調整面に対して、つぎのように定める。

- (1) 基準面を設定すべき調整面は、3.1に準ずる。
- (2) 基準面と調整面の位置関係は、原則として JIS A 0004 の3.2の分類により表2のようにする(3.1の参考4参照)。

表 2

建具類の形式	接合の方向	JIS A 0004の3.2の分類		備考
引き戸類	水平方向	(2)	(3)	$P=0$ $g=0$ としてよい
	垂直方向	(1)	(3)	$P=0$
	見込方向	(1)	(2)	$P=0$ としてよい
開き戸類	水平方向	(1)		
	垂直方向	(1)		
	見込方向	(1)	(2)	$g=0$ としてよい

例 6 (巻末添付)

3.3 基準面間には、5.に示すモジュール呼び寸法を適用する。ただし、2種開口部構成材については、わくにかわる構成材を明確に指示する場合に限り、周囲の構成材を含めて組立基準線を設けて、それにモジュール呼び寸法を適用することができる(例6参照)。

3.4 1種開口部構成材における JIS A 0004 の5.に規定する P 、 t 、 g は、原則としてつぎのように定める。

$$P = \text{公差 } 2\text{mm} \quad t = \text{公差 } 4\text{mm} \quad g = 5\text{mm}$$

この場合、モジュール呼び寸法に対する最大減少値 $D_{\max}$ 、最小減少値 $D_{\min}$ はつぎのとおりとする。